明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕

○経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（一一四）　一〇
○経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（一一五）　四九
○平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律（一一六）　六〇
○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（一一七）　六二
○東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（一一八）　八〇

〔政　令〕

○地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令の一部を改正する政令（三七七）　八〇
○所得税法施行令の一部を改正する政令（三七八）　八一
○法人税法施行令の一部を改正する政令（三七九）　八二
○相続税法施行令の一部を改正する政令（三八〇）　八三
○消費税法施行令の一部を改正する政令（三八一）　八三
○国税通則法施行令の一部を改正する政令（三八二）　八四
○租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（三八三）　九三
○輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三八四）　一〇五
○内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三八五）　一〇六
○地方税法施行令の一部を改正する政令（三八六）　一〇六
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（三八七）　一三七

〔省　令〕

○地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令（**総務**一五五）　一三七
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（**同**一五六）　一三二
○過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令の一部を改正する省令（**同**一五七）　一三三
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（**総務・財務**三）　一三四
○所得税法施行規則の一部を改正する省令（**財務**八五）　一三四
○法人税法施行規則の一部を改正する省令（**同**八六）　一三五
○相続税法施行規則の一部を改正する省令（**同**八七）　一三九
○酒税法施行規則の一部を改正する省令（**同**八八）　一四一
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**同**八九）　一四一
○国税質問検査章規則等の一部を改正する省令（**同**九〇）　一四一
○消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（**同**九一）　一四三
○日本たばこ産業株式会社法施行規則の一部を改正する省令（**同**九二）　一四三

〔告　示〕

○平成二十三年度地方債同意等基準を公表する件の一部を改正する件（**総務**五〇〇）　一四三
○平成二十三年度地方債計画を公表する件の全部を改正する件（**同**五〇一）　一四三
○平成二十三年度地方債充当率を公表する件の一部を改正する件（**同**五〇二）　一四三
○所得税法施行規則第六十三条第五項に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件（**財務**三九二）　一四四
○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項に規定する国税庁長官が定める期間を定める件（**国税庁**三一）　一四四

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。